

新刊紹介

石村耕治編著『宗教法人法制と税制のあり方：  
信教の自由と法人運営の透明性の確立』

法律文化社（2006年） 3,000円（税別）

石村 耕治（白鷗大学）

宗教法人は、宗教的事項と世俗的事項を取り扱うことから、「聖」の面と「俗」の面との双方を兼ね備えた法人である。聖俗分離原則の下、宗教法人法は、もっぱら「俗」の面を律する世俗法である。すなわち、憲法が保障する信教の自由や政教分離原則を典拠に、宗教団体に法人格を与え、各団体が、自律規範ないし宗教規範（宗教法）に基づいた宗教活動をするための物的基礎の確立をねらいとした世俗法である。

本書では、こうした宗教法人の基本的性格を踏まえた上で、全体の構図を描写、議論を展開している。

宗教法人は、聖俗分離原則の下、「俗」の面については、宗教法人法に従って各法人が定めた「宗教法人規則」によって運営されている。一方、「聖」の面については、仏教教団には「宗制・宗憲」、神道・キリスト教その他の諸宗教団には「教憲・教規」などの名称の自律規範ないし宗教規範（宗教法）がある。

宗教法人が公益性を問われるのは、主に「俗」の面についてである。言い換えると、「聖」の面にまで公益性を求めることは、憲法が保障する信教の自由、政教分離原則に抵触するおそれもある。また、「宗教」を公的に定義することにつながったり、政府公認宗教をつくることにつながったりするおそれもある。

宗教法人の「聖」の面、すなわち宗教活動に対する課税という形での公権力行使が抑制されるべきこと、そのための非課税措置も、聖俗分離ないし政教分離の原則を典拠としている。宗教法人法は、宗教法人が「俗」の面において、“公器”としてその社会的責任をまっとうできるように、適正な管理運営（ガバ

ナンス)や説明責任(アカウントビリティ)、情報開示(ディスクロージャー)を確保するための自己完結的な仕組みを用意している。宗教法人がこうした面で自発的に法令遵守義務(コンプライアンス)を果たすことは、信教の自由を護り、かつ非課税法人としての適格性を維持することにもつながる。

以上の視点をふまえ、本書第1部「宗教法人法制と税制の基礎」では、聖俗分離原則を基本に、宗教法人法制と税制の理論的基礎について包括的に分析・究明している。具体的には、「宗教法人法制の研究」(第1章)、「宗教法人税制の研究」(第2章)、「法人運営の透明性確保の課題」(第3章)からなる。

教団の自律規範ないし壇信徒個人の自律(信仰)は、しばしば世俗法(他律)や世俗の価値観とぶつかり合うことがある。宗教団体の自律規範ないし信仰に基づき人工妊娠中絶を容認する世俗法に反対したり、絶対平和の信仰ゆえに兵役を拒否したり、戦費に費消される納税拒否をしたりするのは、その典型である。聖俗分離ないし政教分離の原則に従うと、「聖」の面に公権力が介入できるのは、あくまでも実際に宗教活動として行われた行為が許されえない程度までに公序良俗や世俗法上の規制などと抵触する場合に極限される。一般的公益性などを理由に、宗教団体の自律、宗教活動を押し潰すようなことは許されない。

もちろん、問題によっては、世俗規範と宗教団体の自律規範や教信徒(信者)個人の自律(信仰)とを調和させるための対応策(accommodation)を考える必要も出てくる。

本書第2部「宗教法人法制と税制の今日的課題」では、憲法上の厳格な政教分離規範を有するわが国とアメリカ合衆国における世俗規範と宗教団体の自律規範や壇信徒個人の自律(信仰)との接点上のいくつかの課題について、分析している。

1995(平成7)年の宗教法人法改正により、宗教法人法の基本精神が揺らいでいる。認証主義の下での所轄庁が監督庁に変容したのではないかとの声もある。また、2006(平成18)年5月に新装された新公益法人制度の出現による宗教法人への影響も懸念される。本書第2部第1章から第3章は、法人法制や税制の分野で、こうした国家規範・世俗法による宗教団体の「聖」の面への介入、

「聖」と「俗」との接点上の課題を取り上げ、分析したものである。具体的には「宗教団体と個人情報保護法」(第1章)、「宗教法人が提出した備付資料と情報公開法・条例」(第2章)、「公益法人制度改革と宗教法人法制・税制への影響」(第3章)、「信教の自由と平和基金指定納税制」(第4章)、「アメリカの政教分離課税制度」(第5章)、「アメリカにおける宗教団体の内部統治」(第6章)、「欧米主要国の宗教団体制と税制」(第7章)からなる。

共著者は、相ノ谷修通、斎藤謙次、広橋隆である。是非とも本書の一読をすすめたい。